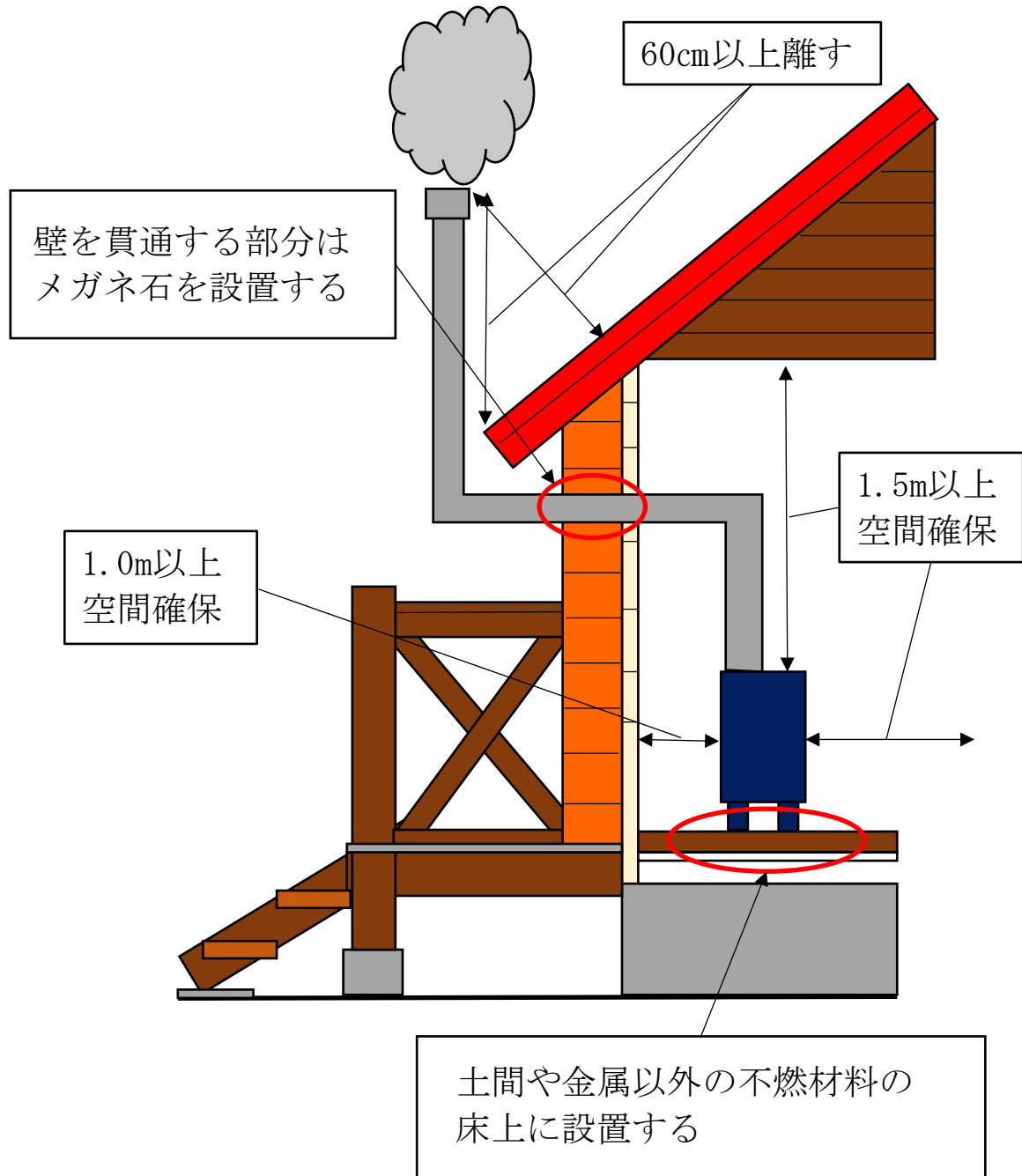


薪ストーブによる火災の予防について

薪ストーブ設置例



薪ストーブによる火災を防ぐために、次のことにご注意ください。

【薪ストーブや煙突を正しく設置する】

薪ストーブを設置する場合は、可燃物等から1.5m以上離すようにしましょう。

煙突を設置する場合、壁等は、厚さ10cm以上の不燃材料(めがね石など)で煙突を覆うようにしましょう。

【ストーブの周囲に燃えやすいものを置かない】

周囲に洗濯物を乾かすことも火災の原因になりますので十分に離してください。特にストーブの上部に干すのは大変危険ですので、絶対にしないでください。

【ストーブから離れる際は、扉や蓋を確実に閉める】

扉や蓋が開いていると、火の粉が飛び散り、火災の原因となりますので、扉や蓋を確実に閉めるようにしましょう。

【不燃材料のたき火殻受けを設置する】

たき口からたき殻(取灰)等の火種が落ちた場合の受け皿として、たき殻受けを設置してください。

【取灰の処理を正しく行う】

取灰の中には、火種が残っている可能性があります。

直接ごみ箱等に捨てたりせず、火が完全に消えたことを確認してから、蓋のある不燃物の取灰入れに入れて処理するようにしましょう。

【煙突火災を予防する】

煙突内にすす等が溜まると、煙突内で火災が発生することがあります。こまめに煙突の掃除をして火災予防に努めましょう。

参考：遠野市火災予防条例第3条（1）～（10）、（15）



ご不明な点は下記までご連絡ください。

遠野消防署 ☎0198-62-2119

